

令和4年8月

全国病児保育協議会会員施設長 各位

一般社団法人 全国病児保育協議会
会長 杉野 茂人

病児保育永年勤続者表彰制度について

日頃より病児病後児保育事業に邁進され、さらに一般社団法人全国病児保育協議会の運営にご協力を賜り、ここに深く御礼申し上げます。

本協議会では病児保育永年勤続者表彰制度を創設し、該当者の表彰を行っております。平成29年度の理事会に於いて全国病児保育研究大会にて毎年表彰式を挙行することが決定されました。

各施設におかれましては、別紙表彰規定に準拠され、該当される職員について各年度5月末日までに事務局に別紙申請書の提出をお願いいたします。

表彰規定に従い理事会にて承認された方は、該当年度の研究大会にて表彰状をお渡しいたします。

ご不明な点があれば事務局までお問い合わせください。

全国病児保育協議会 事務局
〒860-0059 熊本市西区野中2丁目12-26
みるく病児保育センター 内
全国病児保育協議会 事務局
TEL：096-352-5837
FAX：096-352-5837
Mail：info@byoujihoiku.net

一般社団法人

全国病児保育協議会 病児保育永年勤続者表彰制度

第1条（目的）

この規程は永年にわたって病児保育に精勤勉励し他の模範とするに足る職員を表彰することを目的とする。

第2条（対象）

- ①永年勤続表彰の対象は、本協議会会員施設における勤続年数が満5年、10年、15年、20年に達した者とする。
- ②前項にかかわらず、次のいずれかに該当する者は表彰しない。
 - 1) 表彰日に在籍しない者
 - 2) その他協議会が永年勤続表彰をすることを適当でないと認めた者

第3条（勤続期間の算定方法）

勤続期間は施設が入会した日以降、あるいはそれ以降で入職した日から毎年年次総会開催日までの年数とし、職員として雇用された期間、休職期間、関係機関における勤続年数を通算する。

第4条（表彰時期）

- ①永年勤続者の表彰は毎年協議会定時総会にて行う。
- ②前項にかかわらず次の事由により退職する場合で退職時に所定の勤続年数を満たした者はその都度表彰する。
 - 1) 定年退職したとき
 - 2) 業務上の事由により傷病のために退職したとき
 - 3) その他協議会が特に認めたとき

第5条 申請手続きおよび承認

- ①有資格者は所定の申請書を作成し、所属する施設長から各県支部長あるいは協議会事務局に提出する。
- ②永年勤続表彰資格の認定および承認は、協議会運営委員会で協議の上、常任協議員会で承認を行う。

附則

- 1) 表彰の方法は協議会から賞状を授与する他、各施設が勤続年数に応じてその内容を考慮することとする。
- 2) この規程は、平成22年1月1日より施行する。